

京都市告示第 221 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 29 年 6 月 27 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般市道	立誠緯 20 号線	中京区鍋屋町 232 番地 8 地先から 中京区鍋屋町 232 番地地先 まで	上下線・10m

(建設局土木管理部道路河川管理課)